

小川原湖ふれあい村
トレーラーハウス整備事業

仕 様 書

東 北 町

1. 業務名称

小川原湖ふれあい村トレーラーハウス整備事業

2. 業務目的

東北町では、観光資源である小川原湖の魅力を活かし、地域活性化および滞在型観光の促進を図るため、「小川原湖ふれあい村」内にトレーラーハウス型宿泊施設を整備する。本業務は、限られた事業費を有効活用しつつ、利用者に特別な体験価値を提供できる宿泊施設を導入するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで。

4. トレーラーハウスの仕様

4-1 デザイン性・独自性

- ・外観・内装にテーマ性または独自性を持たせること。
- ・既製品の単純設置ではなく、滞在そのものが特別な体験となる工夫を施すこと。
- ・周辺景観（湖畔・自然環境）との調和を図ること。

4-2 宿泊定員・設備要件

- ・宿泊定員：4名を基本とする。
- ・設備要件：東北町の四季に適応し、快適な滞在が可能となる内装・設備を備えること。
例：ベッドまたは寝具スペース、空調設備（冷暖房）、照明設備、断熱性能、換気設備、電源設備、簡易キッチン、テレビ、バスルーム（シャワーまたは浴槽）、洋式トイレ、火災報知器・消火器、その他、宿泊に必要と認められる設備。

4-3 グランピング体験向上の付帯設備

以下のうち、提案者が最適と判断するものを組み合わせて提案すること。

例：ウッドデッキ、バーベキューグリル（火気使用ルールに準拠）、屋外テーブル・チェア、ジャグジー、焚き火台（安全対策必須）、屋外照明、タープ等

※安全性・運用性を考慮し、最終仕様は町と協議のうえ決定する。

4-4 トレーラーハウス本体の寸法および設置条件

- ・道路交通法に適合する寸法とし、デザイン・レイアウトは提案者の裁量とする。
- ・トレーラーハウス本体は、現地インフラ整備済みの条件に適合する構造とする。

4-5 建築基準法への適合

- ・建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」に該当しない構造・仕様とする。
- ・可動性を有し、固定化とみなされない設置方法とする。
- ・必要に応じて、建築物に該当しないことを示す資料（構造説明書、可動性証明等）を提出すること。

5. 業務内容

5-1 設計図・完成イメージの作成

- ・設計図一式および完成イメージ図（パース）を契約後30日以内に提出する。
- ・町の指示に基づき、必要に応じて修正を行う。

5-2 製作・輸送・設置

受託者は以下を実施する。

- ・トレーラーハウス本体の製作
- ・現地までの輸送手配
- ・設置作業
- ・必要な調整・試運転

5-3 安全性・運用性の確保

- ・構造説明、取扱説明、維持管理方法の説明を行う。
- ・現地での操作指導を実施する。

5-4 その他業務

- ・本業務の目的達成に必要な事項について、町と協議のうえ適宜対応する。

6. 業務場所

青森県東北町大字大浦字沼端地内 小川原湖ふれあい村

7. 総業務価格

19,900,000円以内（消費税を含む）

8. 留意事項

- ・耐久性に優れ、長寿命化に資する構造であること。
- ・話題性・魅力を高めるデザインを推奨。
- ・小川原湖周辺の自然景観との調和に配慮すること。
- ・利用者の安全性を最優先し、火気使用設備や屋外設備の配置に十分配慮すること。

9. 町提供資料

- ・位置図（資料1）、配置図（資料2）
- ・現場写真（資料3）
- ・電気平面図（資料4）、給排水衛生設備平面図（資料5）

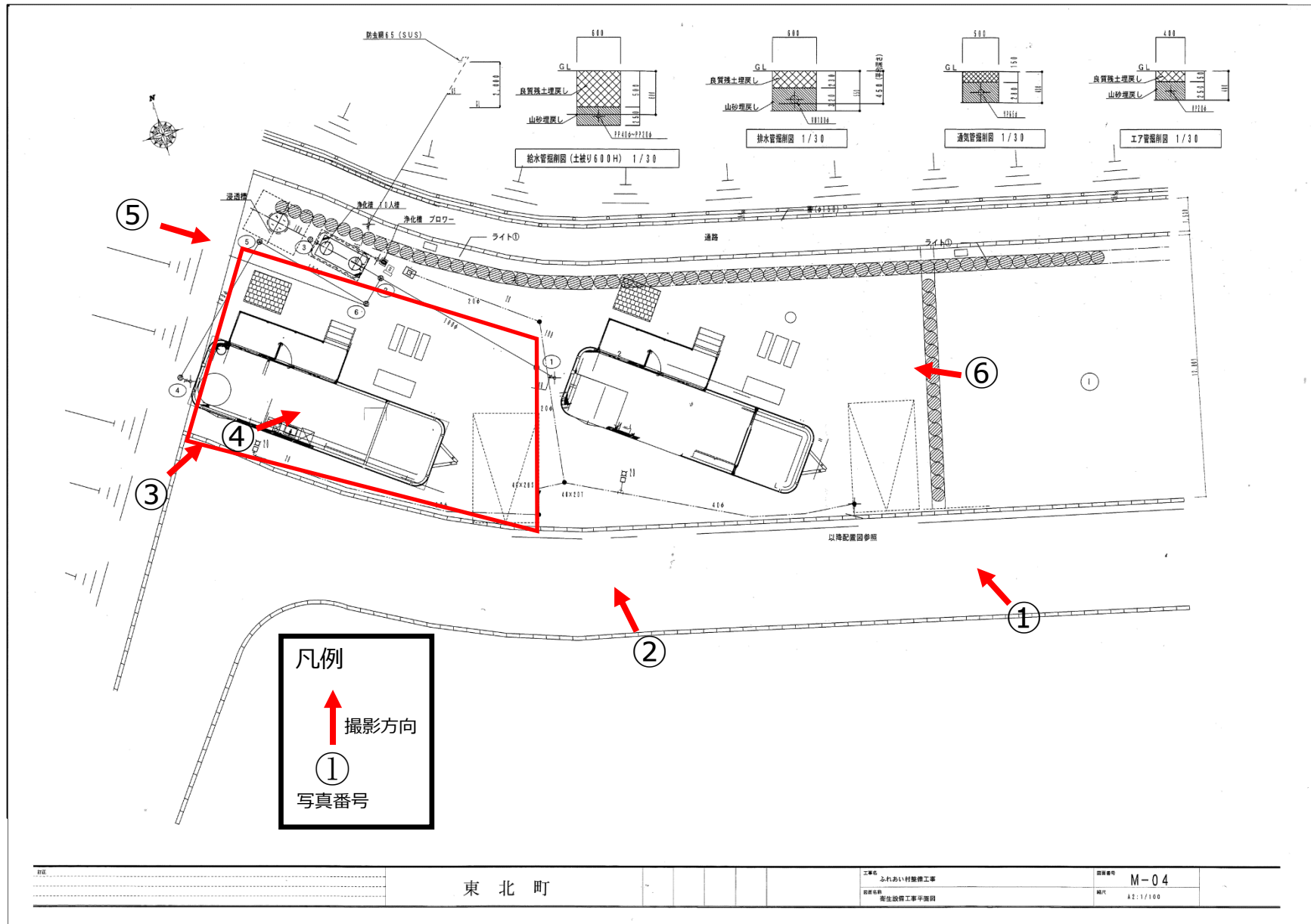
10. 注意事項

- ・提案は1案のみとする。
- ・業務遂行にあたり、町と随時連絡調整を行うこと。
- ・業務完了後、受託者の責任による不良が発見された場合は、速やかに無償で補修・訂正を行うこと。
- ・添付図面に記載されているトレーラーハウスおよびデッキの位置・形状・寸法は、現地インフラ状況を示すための参考図であり、実際の配置位置や大きさを指定するものではない。提案者は、本仕様書に定める条件の範囲内で自由に設計してよいものとする。

11. その他

- ・本仕様書に定めのない事項は、町と協議のうえ決定する。
- ・業務期間中は安全管理を徹底し、事故防止に努めること。

(資料2) 配置図



(資料3) 現場写真位置図

①



②



③



④



(資料3) 現場写真位置図

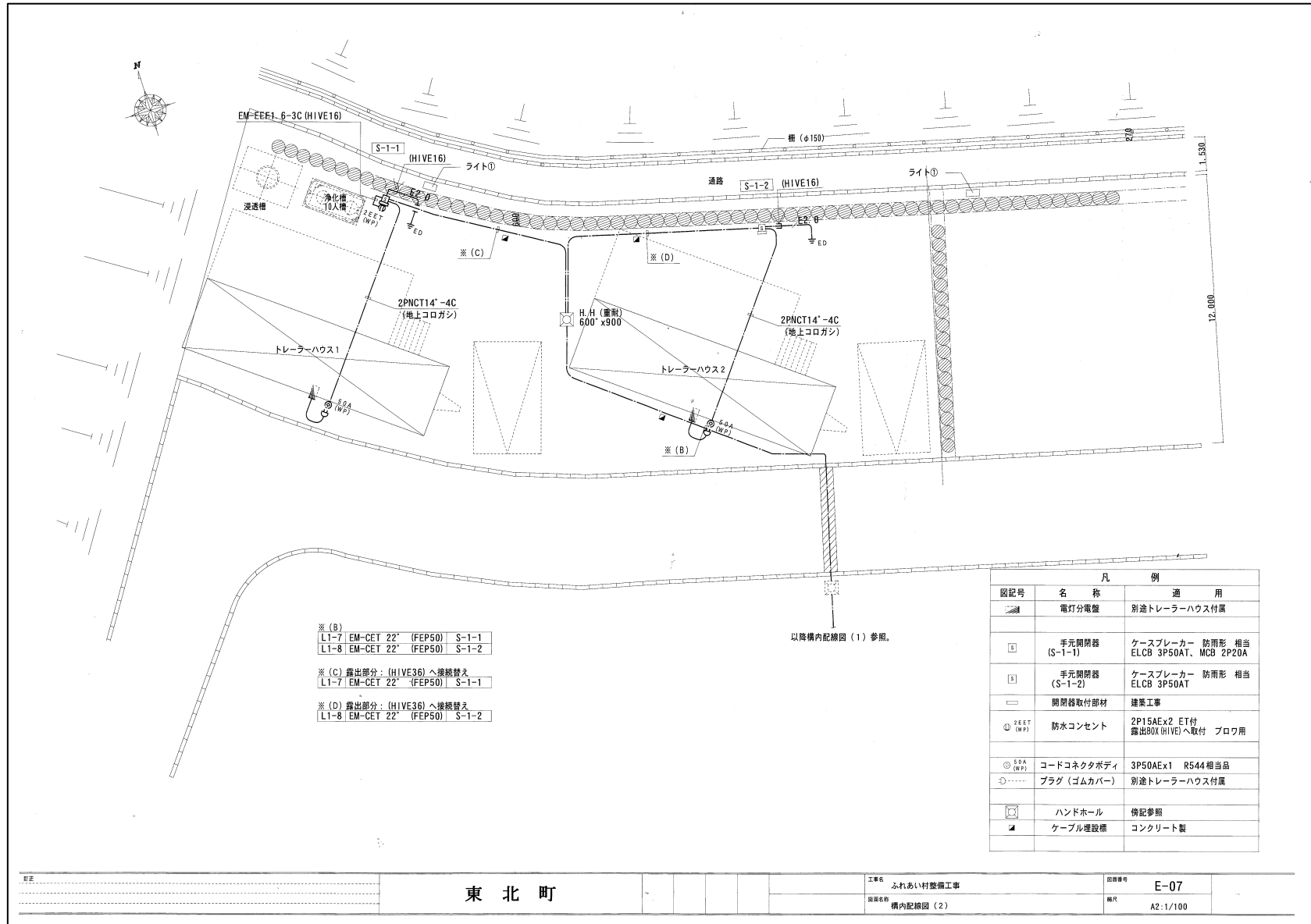
⑤



⑥



(資料4) 電気平面図



(資料5) 給排水衛生設備平面図

